

令和5年度二本松市市政改革推進行動計画実施状況について

二本松市では、市総合計画の方策の柱「みんなで創る持続可能なまち」を目指して、「二本松市市政改革推進行動計画」を策定し、市政改革に取り組んでいます。

この計画では、これまで行ってきた行政コスト削減等の取り組みを継続しつつ、新しい生活様式や働き方に対応し、より効率的・効果的な行政運営を行うため、『行政のデジタル化推進、制度・慣行の抜本的見直し』、『健全な財政運営の推進』、『「ともに」取り組む』の3つの重点項目を推進しています。

重点項目1 行政のデジタル化推進、制度・慣行の抜本的見直し

サービスの向上、業務の効率化のため、様々な場面においてデジタル化の検討を行います。なお、デジタル化すること自体を目的とするのではなく、費用対効果を考慮しつつ最良の方法を追求します。

また、その検討過程において、各種の事務や内部処理、制度、慣行が真に必要なものであるか、手続や処理の流れが最適なものとなっているかなどの抜本的な見直し、業務の再構築に取り組めます。

(1)行政手続のオンライン化								
<p>各種の手続きが申請から料金支払までオンラインで完結できることを目指し、国が進める基盤整備の動向を踏まえながらオンライン化の対応を進めます。</p> <p>また、その前提として、オンライン化を進めるにあたり障壁となる押印原則等の制度・慣行の見直しや、マイナンバーカードの普及促進に取り組めます。</p>								
進捗状況								
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度においては、転出届や子育て関連など一部の事務において、オンライン手続を開始しました。今後もオンライン化できる手続の拡大を進めていきます。 共通納税システムが令和5年度から運用開始されたことにより、固定資産税・軽自動車税についてキャッシュレス納付が可能になりました。 マイナンバーカードの普及促進とコンビニ交付サービスの利用拡大に向けて、令和5年4月1日からコンビニ交付サービスによる証明書の交付手数料を1件につき200円にしました(窓口交付手数料は300円)。 								
No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	行政手続の簡素化、オンライン化の推進	市民の行政手続に係る負担軽減のため、なるべく「書かない」、「待たない」、「市役所に行かなくてもいい」ことを目指し、オンライン化を念頭に置きつつ、手続方法の見直しを進める。			①			<p>令和5年度においては、一部の手続について、マイナポータルからのオンライン手続を開始した(転出届、子育て関係等)。</p> <p>今後も引き続き、オンライン化できる手続について検討を進める。</p> <p>また、地方公共団体情報システム機構と事務委託契約を締結し、コンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付サービスを実施した。令和5年4月1日から、コンビニ交付サービスによる証明書の交付手数料を1件につき200円としている(窓口交付手数料は300円)。また、令和6年度中に取得できる証明書として、所得・課税証明書を追加する。</p> <p>今後も、コンビニ交付サービスを継続して行う。</p> <p>【令和5年度交付実績】</p> <p>住民票の写し 4,073件 印鑑登録証明書 2,677件</p>

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
2	押印の見直し	行政手続の簡素化、オンライン化の推進に向け、申請書類等への押印の省略・廃止を検討する。	①押印の省略、廃止の検討・実施 ②署名の代替手段の検討・実施					押印の省略について、令和3年3月に規則等を制定し、押印に代えて申請者本人が署名する場合には、押印を省略できることとした（法令等により押印が義務付けられているもの、契約関係書類等を除く）。 また、電子決裁システムの導入に合わせ、令和5年度に関係例規の改正を行い、令和6年度以降の請求書等の押印を省略できることとした。 今後は、補助金等を交付する際の署名の省略(記名のみ)について、個別に検討を進める。
			①					
					②			
			→					
3	キャッシュレス決済の導入	税金、手数料、使用料等の各種公金支払いにおけるキャッシュレス決済の導入を検討し、利便性の向上および現金取扱いに係るコスト削減を図る。	①市税等の納付におけるキャッシュレス決済の導入 ②行政手続のオンライン化と連携したキャッシュレス決済の検討					令和4年4月1日から税務課で取り扱う税外収入について、スマートフォン決済アプリを用いた納付方法を導入し、非対面での納付環境の整備を図るとともに、納税者等の利便性向上に寄与した。 令和5年度から共通納税システムの運用開始により、固定資産税・軽自動車税について「地方税お支払サイト」による新たなキャッシュレス納付が可能となった。
					①			
					②			
			→					
			→					
4	電子入札制度の導入 【継続項目】	入札事務の効率化、簡素化を図るため、電子入札の導入を検討する。	電子入札、電子契約等の検討					令和3年度は田村市に電子入札に関するアンケートを実施し、令和4年度は田村市への視察を行った。 今後、令和6年度に交付金申請を行い、令和7年度システム導入に向けた準備を行う。
			→					
5	マイナンバーカードの普及促進	行政手続のオンライン化を進めるにあたっての基盤となるマイナンバーカードの普及を促進する。	①窓口におけるカード申請補助 ②企業や店舗への出張受付の検討 ③日曜窓口におけるカード交付					①窓口における専用タブレット端末によるカード申請補助(顔写真撮影及び申請データ伝送)を行った。また、所得申告相談や選挙期日前投票等に合わせて、カード申請を促す掲示などを行い普及促進に務めた。 ②令和5年度は申し込みがあった企業・団体等に出張訪問し、カード申請受付を行った。また、各住民センターを巡回し、申請受付を行った。 ③事前予約制で平日夜間、日曜窓口でのカード交付を行った。 今後も、マイナンバーカードの普及を推進する。 【令和5年度交付実績】 新規 7,064件
					①			
					②			
					③			
			→					
			→					
6	市税の電子申告(eLTAX)の普及	電子申告(eLTAX)の普及により、課税事務の軽減と市民の利便性の向上を図る。	電子申告の周知					広報や各通知等での周知により電子申告(eLTAX)の普及に努め、市民の利便性の向上に寄与するとともに課税事務の軽減を図った。 【利用率実績】 ・給与報告書59% ・公的年金等報告書99% ・法人市民税78% ・償却資産24% ・法人設立届等79% また、市県民税の特別徴収税額通知の電子化により、令和6年度からeLTAXによる電子データでの特別徴収義務者への通知が可能となる。
			→					

(2)ICT利活用による業務効率化

発展するICT技術を有効に活用し、大幅な業務の効率化(定型作業に費やす時間、移動する時間、書類を採す時間等の削減)を図ることで、限られた職員数でも業務の企画立案や市民への直接的なサービス提供等に注力できるよう努めます。

進捗状況

・業務の効率化や意思決定の迅速化を図るため、紙文書に押印する文書決裁の方法から電子決裁への移行に向けて準備を進めてきましたが、令和6年度分の文書から電子決裁・文書管理システムによる運用を開始しました。
 ・令和5年度には、税関連や子育て関連事務でAI-OCR(AI技術を活用した書類の文字読み取り)によるデータを活用しましたが、今後、さらにAI-OCRやRPA(ソフトウェアロボットによる業務自動化)を活用できる事務の選定を行うとともに、生成AIの活用についても検討し、業務の効率化を図っていきます。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	電子決裁・文書管理システムの導入	文書の收受から起案、決裁、保存、廃棄までを一元的・電子的に管理することで、業務の効率化、迅速化、一連の過程の透明性の確保、文書保管スペースの削減を図る。	①文書量の実態調査、運用方法等の検討 ②システムの導入 ① → ②					令和4年度にシステム導入業務委託業者のコンサルティングを受け、電子化に向けた課題の洗い出しと対応策の検討を行ってきた。 令和5年11月に職員への操作研修を実施し、令和6年度分の文書から電子決裁・文書管理システムによる運用を開始した。 令和6年においては、一部システムの運用ができなかった小中学校における運用に向けて調整を図り、併せて操作研修を実施する。
2	永年保存文書等の電子化	既存の文書を電子化することにより、検索、閲覧、共有に係る利便性の向上と保管スペースの削減を図る。	①文書量の実態調査等 ②電子化の検討 ① → ②					令和5年5月現在、永年保存とする文書を段ボール箱で岩代支所倉庫に約1,000箱、本庁書庫に約300箱保存している。 1年度の文書引継あたりの平均で約30箱分の永年保存する文書の段ボールが増加しているが、文書管理システムを導入したことにより、令和6年度分の文書から紙媒体による文書が減るものと予測している。 しかしながら、現存する永年保存する文書が膨大であるため、今後も保存文書のスキヤニング、整理、確認にかかるコストを研究し、電子化の検討を行う。
3	RPA・AI等の活用による業務効率化	RPA・AI等を活用した業務の自動化を行い、業務の効率化を図る。	①RPA活用検討 ・活用対象事務選定 ・試行導入 ②AI活用検討 ① → ②					令和5年度においては、税関連や子育て関連の事務でAI-OCRによりデータ化したデータを活用した。 今後も、RPA・AI-OCRを活用できる事務の選定を行い、業務の効率化を図っていく。
4	情報セキュリティ対策の徹底	市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を徹底する。	情報セキュリティ対策の実施 ① → ②					新規採用職員への研修や情報セキュリティに関する情報提供を全庁掲示板等で随時行い、対策の浸透に努めた。 また、セキュリティ対策の基本となる脆弱性対策として随時更新プログラムの配信を行い、必要に応じ各自更新プログラムの適用を確認・実行するよう徹底した。

(3)働きやすい環境の整備

職員が能力を最大限に発揮できるよう、また、新しい生活様式の確立のため、物理的・精神的に働きやすい環境の整備に取り組みます。

進捗状況

・新型コロナウイルス感染拡大防止のための出勤回避の取組みとして、テレワークの試行運用を令和2年度から実施していますが、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行され、テレワークの活用も減少しています。文書の電子化や電子決裁の導入により、テレワークの環境は整いつつありますが、今後、需要を見ながらテレワークの本運用を検討していきます。
 ・時差出勤の導入についても、引き続き検討していきます。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	多様な働き方環境の整備	職員が育児や介護と仕事を両立し、能力を有効に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方環境を整備する。			①			新型コロナウイルス感染拡大防止のための出勤回避の取組みとして、令和2年度からテレワークの試行運用を実施しており、在宅勤務(LGWAN系)及びサテライトオフィス環境を整備している。令和5年度の在宅勤務用機器貸出は11件であった。 現時点では、目的を限定した試行運用となっており、令和6年度以降、需要をみながらテレワークの本運用を検討していく。 時差出勤導入については、引き続き検討していく。
					②			
2	オフィス環境の改善	十分なワークスペースを確保し、生産性、効率性の向上を図る。						機構改革や定期人事異動を反映したレイアウトを行うことにより、事務の効率的な遂行を図った。 今後も機構改革(小規模な部課再編を含む)等に対応しながら、働きやすいオフィス環境の整備に努める。
3	事務改善提案・カイゼン運動の推進	大小様々な問題、課題を共有し、多様な意見によって解決を目指すことで、更なる業務の効率化、市民サービスの向上および業務改善に積極的に取り組む組織風土の醸成を図る。			①			庁内から業務効率化等に資する提案については随時募集しているが、事務改善につながるような提案はなされなかった。 今後、より効果的な実施手法を検討しつつ、事務改善を図っていく。
					②			

重点項目2 健全な財政運営の推進

厳しい経済情勢にあっても健全な財政運営を維持していけるよう、財源の確保と支出の抑制に引き続き取り組みます。

また、少ない投資でより大きな成果を得られるよう、施策、事業の見直し、改善を重ねていくとともに、施設等の物的資源と限られた人的資源を有効に活用していきます。

(1) 事業効果の検証、事業の選択と集中

EBPM(証拠に基づく政策立案)の考え方をもとに各施策、事業の効果測定を行い、PDCA サイクルによる進捗管理を進めることで、よりの確かつ効率的な施策・事業の立案、事業の選択と集中に取り組みます。

進捗状況

・令和4年度決算における実質公債費比率は8.9%となっており、早期健全化比率の25%を大きく下回っていますが、経常収支比率は94.9%と高く、財政の硬直化が課題となっています。厳しい財政状況にあって、事業の選択と集中が求められていることから、令和6年度において「歳出改革」を実施し、市単独事業を中心に費用対効果等を検証しながら、事業の廃止も含めた見直しを行うことにしています。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	行政評価の実施 【継続項目】	政策や事業について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その効果や社会情勢の変化に基づく見直しを行うとともに、結果の公表により市民への説明に資するよう行政評価を行う。	①行政評価手法の再考 ②行政評価の実施					現在の市総合計画(令和3年度～12年度)の事務事業を対象に、進捗や効果について中間評価(令和7年度)及び最終評価(令和11年度)の実施を検討している。
			①				②	
2	財政基盤の分析と公債費の適正な管理 【継続項目】	歳出事業の選択と集中を進めるとともに、起債充当を前提とした事業の抑制、財源の精査を行いながら健全な財政運営に努める。	財政基盤の分析					起債にあたっては、原則交付税措置が有利であるものとし、一般財源からの償還を極力減らすような措置をしてきたところである。近年は、実質公債費比率も早期健全化比率(25%)を大きく下回り、令和4年度決算においては8.9%である。 今後も、地方債を前提とした事業構築を極力抑制しつつ健全な財政運営に努めていく。
3	補助制度の検証と評価システムの構築 【継続項目】	補助金を交付したことによる施策目的に資する成果を検証し、必要な見直しを加えることで各種補助制度の費用対効果の向上を図る。	①補助金評価手法の再考 ②補助金評価の実施					費用対効果の低くなった補助金の廃止・改善を図り、新規・拡充施策を積極的に展開するため、平成29年度から令和元年度にかけて各種補助金の評価を実施した。 令和6年度においては、市単独事業の見直しに併せて、主な補助金についても評価を行い、必要な見直しを図ることとしている。 今後も、より効果的な評価手法の検討を継続して行う。
			①				②	

(2)収入アップ・支出抑制

これまで実施してきた財源確保、コスト削減の取り組みを継続するとともに、新たな取り組みも積極的に検討します。

進捗状況

・ふるさと納税については、令和5年度にふるさと納税業務を代行する中間事業者を変更し、返礼品ページの充実を図るとともに新規返礼品の追加等を行い、前年度の約1.5倍の寄附を受けることができました。令和6年度からは、クラウドファンディングによる資金募集も開始し、更なる寄附金の増額を目指しています。
 ・広報紙への広告掲載など各種財源確保の取り組みや、市税等の収納率向上のために納付しやすい環境の整備・拡充を継続して行っています。
 ・支出抑制のため、計画に基づく定員管理や施設管理、超過勤務の縮減や節電等の経費削減にも継続して取り組んでいます。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	収入アップの取り組み 【継続項目】	財源確保のための取り組みを継続して実施する。	各種財源確保のための取組実施 ・広報にほんまつ等の広告掲載料 ・未利用財産の売り払い ・ネーミングライツ ・クラウドファンディングによる資金募集検討					広報にほんまつへの広告掲載料については、68件の申込があり、総額で2,219,690円の収入があった。 市ウェブサイトのバナー広告については、1件の申込で50,000円の収入があり、広報にほんまつ・市ウェブサイトとも昨年度より増加したが、市ウェブサイト広告料については、他市の取り組み状況なども参考にしながら更なる収入増加を図っていく。 未利用財産の売り払いについては、道路及び水路用地の払下げ申請4件を受け、3,580,250円の収入があった。 普通財産の公売については、広報にほんまつ及びウェブサイトにおいて周知を行い公売を実施したが、売却には至らなかった。 ネーミングライツ事業では、今後も対象施設等について検討し、募集を行っていく。 クラウドファンディングについては、令和6年度より安達太良山登山道の道標修繕や地域猫の不妊・去勢手術費補助事業に活用することとしているが、状況を見ながら、更なる拡大について検討する。
2	ふるさと納税の推進	ふるさと納税を推進し、市の財源の確保と地域製品のPRを図る。	①返礼品の充実、PR ②企業版ふるさと納税の推進					【令和5年度ふるさと納税実績】 8,385件 147,418,000円(前年度比150.2%) 寄附金の増額に向けて、ふるさと納税業務を代行する中間事業者と連携し、返礼品ページの充実、新規返礼品の追加、事業者との連携などを更に推進していく。 また、現地決済型ふるさと納税を導入し、更なる寄附金の増額を図っていく。 【令和5年度企業版ふるさと納税実績】 なし

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
3	収納率の向上 (納付環境の整備・拡充) 【継続項目】	コンビニ収納・スマホ決済の利用促進など、市税等の納付の機会、環境を整備することで、多様化したライフスタイルに対応していく。	納付環境の整備・拡充					市税等徴収嘱託員を活用し、令和5年度において市税及び税外収入について延滞金を含め約4,447千円徴収した。 令和5年度からコンビニ収納(スマートフォン決済)の納付方法にd払いを追加した。 また、共通納税システムの対象税目拡大に伴い、固定資産税・軽自動車税について全国の共通納税対応金融機関での納付書の取扱いが可能となったことで、納付環境の拡充による利便性向上につながった。さらに、令和6年度から市県民税・国民健康保険税についても取扱い可能となる。
4	多角的な財産等調査による滞納処分の強化	債権、不動産等に代表される財産に加え、無体財産権、動産等財産調査も行い、滞納処分を強化する。	滞納処分の強化					市民負担の公平性の観点から、公債権以外の債権について福島簡易裁判所へ支払督促を18件申立て、6,093千円の債務名義を取得した。 また、支払督促とは別に訴訟を提起し、987千円の債務名義を取得した。 滞納処分については、債権等の差押に加え、差押えた動産2点を公売し、1,170千円を滞納された市税に充当した。
5	職員のコスト意識の醸成 【継続項目】	決算状況を掲示板等を通じて周知するとともに予算編成前に説明会等を開催し、経常経費の圧縮を意識付ける。	財政状況の周知					予算要求時の経常経費の取扱いについては、前年度予算額以上の要求をしないこと、圧縮できるものは圧縮に努めることとし、職員に対し、職務に対する工夫やコスト意識の醸成を常時図っている。
6	適正な定員管理 【継続項目】	行政需要に対応した適正な定員管理に努める。	定員管理計画の推進					令和3年3月策定の新たな定員管理計画により、令和5年度は、計画数507人(うち任期付職員等33人)に対して499人(うち任期付職員等33人)の職員数とした。 令和6年度も、同計画に基づき、現業を除き退職者同数補充を基本として、不足する職種等は、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等多様な任用・勤務形態を活用しながら総人件費の抑制に努める。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
7	超過勤務の要因となる事務の業務改善 【継続項目】	超過勤務の要因となる事務等の効率性が低い事務を対象として、改善対策を検討する。	定員管理等に係るヒアリングの実施					令和5年度は、定員管理等に係る各部等ヒアリングを行い、改善対策を検討するとともに、管理職による面談、業務指導、事前命令及びノー残業デーの徹底、代休制度の活用を継続して行い、超過勤務の縮減に努めた。特に、代休取得については、令和2年度の庶務事務システムの導入により、その徹底を図ることができている。 令和6年度以降も、同様の取り組みを継続して行う。
8	公共施設等総合管理推進事業 【継続項目】	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、個別施設計画を基本とし、公共施設等総合管理計画の見直しを行うとともに、大規模改修や長寿命化に要する経費抑制に努める。	公共施設等の総合的・計画的な管理推進					公共施設等総合管理計画について、令和3年度に令和2年度策定の個別施設計画の内容を反映させる等の改訂、令和4年度に脱炭素化の推進についての内容を追加する改訂を行った。 今後も、国・県の指針に基づき、総合管理計画及び個別施設計画の見直しを随時行い、公共施設配置の適正化及び老朽化対策等について検討していく。
9	経費的な行政コスト削減 【継続項目】	各種コスト削減の取り組みを継続して行う。	各種コスト削減の取り組み実施 ・公共工事のコスト縮減 ・車両の集中管理 ・庁舎内節電の徹底 ・印刷代、用紙の節約 ・街路灯のLED化					公共工事のコスト縮減を積極的に図った。公用車両について、本庁舎の車両33台(軽18台、普通15台)を財政課の集中管理とし、各課共用とすることにより、稼働率の向上(余剰車の縮減)に努めた。 既に定着している節電については、夏季(冷房は概ね28℃)及び冬季(暖房は概ね20℃)の温度設定を本庁舎を含めた全施設管理者へ依頼し、さらなる節電の徹底に努めた。 電気の調達については、入札不調による最終保障約款(割高な電気料金)での契約を避けるため、全施設で入札を見送り、東北電力(株)と随意契約を行った。今後も電気市場の動向を注視し、入札再開の時期を検討する。 電気料金のコスト削減及び地球温暖化防止対策を目的として、街路灯をLED照明に更新しており、令和5年度は、道路照明取替工事にて35基の街路灯をLED照明に更新した。令和6年度以降も、引き続きLED照明への更新を進めていく。

(3)限られた経営資源の有効活用

遊休施設等の有効活用を検討し、財源の確保に努めます。また、人材育成について、様々な研修等を職層や希望に応じて適切に提供し、個々のスキルアップ、組織力の向上を図ります。

進捗状況

・遊休施設の民間事業者への貸付による財源確保に取り組みました。
 ・人材育成に向けては、市独自に初任者研修や健康管理講座等を実施するほか、研修機関による各職層や専門研修、若手職員を対象としたこおりやま広域圏内やふくしま圏域における合同研修などを活用しながら、職員の能力開発、資質向上に努めています。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	遊休施設の利用変更や空きスペースの有効活用の検討	公共施設の余剰施設や用途を廃止した施設は、複合化や民間等への貸付、売却等、施設の有効活用による財源確保を図る。						施設活用の検討 廃校等、普通財産の建物を民間事業者へ貸し付けることにより、840,471円の収入があった。 今後も申し出があった場合、貸付や売却等を検討し、財源の確保を図る。
2	若手職員の育成【継続項目】	二本松市について知識を深めるための研修や、施策研究等を行うワーキンググループを実施し、若手職員を育成するとともに職員交流による組織力の向上を推進する。			①			①物産、観光PR研修等の実施 ②施策研究等のワーキンググループ開催 令和5年度は、こおりやま広域圏内及びふくしま圏域の合同研修に、それぞれ若手職員1名が参加した。 今後、新型コロナウイルス感染症等の職員の感染防止に鑑み、新たな育成方法を検討する必要がある。
3	研修機会の充実【継続項目】	職員の積極的な自主研修の受講を促進するため、外部団体が主催する研修機会の周知を強化する。また、研修等により一層のコンプライアンスの徹底や組織力の強化に努める。			①			①研修機関による各職層研修、専門研修 ②市独自研修 ③自主専門研修 令和5年度は、研修機関による各職層・専門研修のほか、市独自研修(初任者研修、健康管理講座等)及び自主専門研修制度の活用により職員の能力開発と資質向上に努めた。 令和6年度以降も、同様の取り組みを継続して行う。

重点項目3 「ともに」取り組む

人口減少、少子高齢化が進む中、行政サービスを維持し、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症拡大のような未曾有の事態に柔軟、迅速に対応していくためには、あらゆる場面で協力体制を整え対応していくことが重要となります。

これまで以上に、庁内の連携を高め、市民、NPO、企業など多様な主体と協働し、自治体の枠を超えた取り組みに力を入れていきます。

(1)部課横断型組織体系での対応強化

縦割りからの更なる脱却に努め、様々なニーズに柔軟・効果的に対応できる組織、協力体制を構築していきます。

進捗状況

令和6年度当初の組織体制にあたり、庁内におけるDXを総合的に推進するための組織としてDX推進課を設置するとともに、こども家庭センターの設置に伴う組織の再編を行いました。今後も、社会情勢の変化に対応できる体制を随時検討します。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	行政組織の見直し 【継続項目】	効率的・効果的に市民サービスを提供するために必要な行政組織機構の見直しを行う。	行政組織見直し検討委員会等での検討					令和6年度当初の組織体制にあたっては、DXの推進を図るため、総務部DX推進課DX推進係を設置し、人事行政課電子情報係を廃止した。また、こども家庭センターの設置等に伴い、保健福祉部こども家庭課こども家庭係及び母子保健係を設置し、子育て支援課及び健康増進課の分掌事務のうち、こども家庭センターの業務内容に応じた事務を移管するとともに、子育て支援課については、子育て支援係、幼保管理係及び幼保指導係の3係に、健康増進課については、予防管理係及び成人保健係の2係に再編した。 今後も、引き続き効率的・効果的な市民サービスを提供するため、組織体制の検討を進める。

(2)市民・NPO・企業との協働

複雑化、多様化する行政需要に対応していくために、多様な主体と協働し、ノウハウを取り入れ、サービスの維持向上、課題解決にあたります。

進捗状況

・各種ボランティアや民間企業との協働事業、市民との協働による地域づくり支援事業を継続して実施しています。
・指定管理者制度の活用や民間委託の推進により、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図っています。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	市民ボランティアとの協働、活動支援 【継続項目】	ボランティアとの協働による施設管理等を推進する。	①除雪ボランティアによる道路除雪 ②公園ボランティアによる公園清掃 ③道路、河川ボランティアによる道路、河川清掃					除雪ボランティアは、令和5年度個人登録16名、62団体が登録されており、令和5年度は7回の除雪活動を行った。 公園ボランティアは、令和5年度末までに601名登録されており、令和5年度中に新たに2企業、2団体が加わり、霞ヶ城公園、智恵子の杜公園などの清掃を行った。 道路・河川ボランティアは、令和5年度個人登録7名、53団体が登録されており、道路及び河川の清掃を年間に160回行った。 令和6年度も、引き続き市民と行政とのパートナーシップによる公共施設の管理を推進する。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
2	市民道路パトロールの実施【継続項目】	郵便局、バス・タクシー会社の協力による民間道路パトロールを実施する。	市民道路パトロールの実施					郵便局、バス、タクシー会社の協力による市民道路パトロールを実施した。 また、二本松市内各郵便局との「災害発生時及び平常時における地域活動に関する協定」による道路パトロールを令和6年度以降も継続して行う。
3	市民との協働による地域づくり支援事業【継続項目】	市民が主体となって実施する地域づくり事業を支援し、地域の絆の再構築と活力ある地域社会の振興・発展を図る。	地域づくり支援補助金の交付					予算総額30,000千円を地域ごとに、均等割りとして2,400万円(1地域600万円)、人口割として600万円を配分し、全ての地域の選定委員会で事業選定を行った。 【令和5年度実績】 事業 142件 29,435,510円
4	NPO法人設立支援事業【継続項目】	市民の社会貢献活動を推進し特定非営利活動法人の健全な発展を促進する。	NPO法人設立支援事業補助金の交付					特定非営利活動法人を設立しようとする団体を支援することにより、市民の自主的公共活動を促進するため、二本松市特定非営利活動法人設立支援事業補助金を交付しているが、令和5年度の実績はなかった。
5	指定管理者制度の活用・外部委託の推進【継続項目】	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図る。	①指定管理者制度の活用 ②外部委託の推進					令和6年4月1日現在、道の駅や学童保育所など、市内26の施設において指定管理者制度を導入している。指定管理者制度の推進により、施設の効率的な管理運営、利用者の利便性向上を図っていく。
				①				
				②				
6	窓口業務の民間委託【継続項目】	郵便局へ市民窓口コーナーの業務委託を進める。	①岳温泉郵便局への窓口業務委託 ②窓口業務委託の拡大検討					令和2年6月から日本郵便株式会社東北支社と包括委託契約を締結し、岳温泉郵便局を指定して公的証明書(住民票の写し等)の交付事務及び狂犬病予防法に関する届け出事務を委託した。今後も窓口業務委託を継続して行う。
				①				
				②				

(3)広域連携への参画

人口減少・少子高齢化が更に進展すると、これまでの行政サービスを維持していくことが困難になっていくことが予想されます。近隣の自治体と連携して事業に取り組むことで、行政運営の効率化、サービスの維持向上を図り、各自治体の特性を組み合わせせた相乗効果で圏域全体の活性化に努めます。

進捗状況

令和元年10月に「こおりやま広域連携中枢都市圏」、令和4年3月に「ふくしま田園中枢都市圏」の形成に係る連携協約を締結しました。各自治体と連携した施策を検討、実施していきます。

No.	改革項目	推進内容	主な取組・実施時期					実施内容と今後の実施予定
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	ふくしま田園中枢都市圏への参画	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する。(参加市町村:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村)						<p>連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏として、令和4年3月30日に「ふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約」を締結し、本圏域ならではの特性を活かしつつ、高次都市機能の集積・強化と暮らしやすく住みたくなる魅力ある圏域づくり等を推進することにより、「ふくしま田園中枢都市圏」の名称にふさわしい都市圏を形成し、ひいては圏域全体の経済成長を図り、ふくしまの復興創生をけん引することを目的に、20の連携施策を推進するもの。</p> <p>現在、ワーキンググループを組織し、各施策について検討しながら事業を実施している。</p>
2	こおりやま広域連携中枢都市圏への参画	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する。(参加市町村:郡山市、須賀川市、田村市、二本松市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、磐梯町)						<p>連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏として、令和元年10月18日に「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を締結し、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的に、19の連携施策を推進するもの。</p> <p>現在、ワーキンググループを組織し、各施策について検討しながら事業を実施している。</p> <p>また、21事業者との「公民協奏パートナーシップ協定」を締結し、公平公正な関係性を構築のうえ、公民の役割分担を踏まえ、対等なパートナーとして手を携え、地域の課題解決を図る取り組みを推進している。</p>